



領土、美しい海を
凜として守り抜く。

北方領土問題の
平和的解決に向け
全力を尽くします。

自民党

これまで以上に粘り強く、平和的解決、北方領土返還を求めています

■北方領土とは

北方領土とは、北海道の東に位置する、歯舞(はぼまい)群島、色丹(しこたん)島、国後(くなしり)島、択捉(えとろふ)島のことです。四島は、5千3平方キロメートル、福岡県とほぼ同じ面積で、北海道の一部です。

特に、択捉島は日本で第1位、国後島は第2位の面積を誇る島でもあります(北海道、本州、四国、九州の「本土」を除く)。

北方四島は、日魯通好条約(安政元・1855年)、樺太千島交換条約(明治8・1875年)、ポーツマス条約(明治38・1905年)、サンフランシスコ平和条約(昭和26・1951年)などの条約からみても、一度も外国の領土になったことはなく、歴史的にも法的事実から見ても日本固有の領土です。

しかし、第二次大戦末期に、ソ連は当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、北方領土を占領しました。ソ連崩壊後もロシアが不法占拠を続け、現在に至っています。北方領土問題が存在するため、日ロ間ではいまだ平和条約が締結されていません。



■「北方領土の日」と「ロシアの北方領土不法占拠に抗議する日」

北方領土の返還運動の一層の推進を図るため、政府は、2月7日を「北方領土の日」と決めました。この2月7日は、安政元年(1855年)に日本とロシアが択捉島とウルップ島の間で国境を定めた「日魯通好条約」が調印された日です。この日を中心として、全国的に集会、講演会、研修会等の行事が行われています。

また、自民党は、9月3日を「ロシアの北方領土不法占拠に抗議する日」としています。これは、9月2日にソ連代表も参加して降伏文書の調印式が行われたにもかかわらず、ソ連軍の侵攻が9月3日以降にも継続されたことからきています。自民党では、この日を中心に各地で返還運動を展開し、国民意識の啓発を行っています。

■領土問題解決に向けた自民党の強い決意

平成 22(2010)年 11 月、ロシアのメドヴェージェフ大統領が北方領土に上陸し、平成 24(2012)年 8 月には韓国の李明博大統領が竹島への上陸を断行しました。わが国固有の領土の北方領土及び竹島に、ロシア並びに韓国の最高指導者が上陸したことは、ソ連時代を含めて初の出来事です。当時、日本は民主党政権下にあり、迷走した日本外交を見透かしたかのように、それぞれの上陸が強行されました。

平成 24(2012)年 12 月、自民党が再び政権に復帰し、安倍内閣は史上初めて領土問題担当大臣を任命するとともに、内閣官房に領土・主権対策企画調整室を新設するなど、矢継ぎ早に体制の再構築を実行しました。また、平成 28(2016)年には安倍総理とプーチン大統領の間で北方領土における共同経済活動に関する協議の開始、元島民の方々の故郷への航空機による墓参の実現に向けた方策等が話し合われました。安倍総理の在任中、両首脳の間には20回以上に及び、真摯な話し合いが重ねられました。菅総理は、令和 2(2020)年 9 月の日露首脳電話会談において、プーチン大統領に対し、北方領土問題を次世代に先送りせず、終止符を打たねばならない旨強調しました。

そして、岸田総理は、令和 5(2023)年通常国会の施政方針演説の中で、「引き続き、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持する」との決意を表明しています。

元島民の方々の高齢化が進む中、北方領土問題の解決に残された猶予は、もはや一刻もありません。ロシアによるウクライナ侵略により日ロ関係は厳しい状況ですが、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するわが国の方針には何ら変わりはありません。

わが党は一丸となって、これまで以上に粘り強く、一日も早い北方領土返還の実現に向け全力を尽くします。